



2021年7月27日

各位

会社名 日邦産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 岩佐 恭知
(東証 JASDAQ/名証第二部・コード 9913)
問合せ先 取締役コーポレート本部長 三上 仙智
(TEL. 052-218-3161)

株主による新株予約権無償割当て差止仮処分申立ての取下げ等に関するお知らせ

当社が、2021年3月12日付「株主による新株予約権無償割当て差止等の仮処分申立てに関するお知らせ」にて公表しましたとおり、当社の株主であるフリージア・マクロス株式会社（以下「フリージア・マクロス社」といいます。）による、新株予約権無償割当ての差止等請求に関する仮処分申立て（以下「本申立て」といいます。）が、名古屋地方裁判所に対してなされておりましたが、本日、名古屋地方裁判所から、本申立てが取り下げられた旨の通知を受けましたので、以下のとおりお知らせいたします。

なお、本申立ての取下げに伴い、当社が、2021年4月30日付「新株予約権無償割当て差止仮処分に係る特別抗告及び許可抗告に関するお知らせ」及び2021年5月24日付「新株予約権無償割当て差止仮処分申立てに関する抗告不許可決定に係る特別抗告のお知らせ」にてお知らせしました各特別抗告につきましても、その審理が行われないうこととなります。

記

1. 申立ての取下げに至った経緯

当社は、フリージア・マクロス社が、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）に違反する態様で、2021年1月28日に開始した当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、2021年3月8日付「買収防衛策に基づく新株予約権の無償割当て及び新株予約権の無償割当てに係る基準日設定に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、本プランに基づく第2回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当ての決定を行いました。これに対して、フリージア・マクロス社により、名古屋地方裁判所に本申立てがなされておりました（なお、当該無償割当ては2021年4月24日に効力が発生しています。詳細は、当社が公表した2021年4月26日付「買収防衛策に基づく新株予約権の無償割当ての効力発生に関するお知らせ」をご参照ください。）。

そして、2021年3月24日、名古屋地方裁判所において「令和3年3月8日に開催された取締役会の決議に基づき、現に進行中の新株予約権無償割当てを仮に差し止める」旨の決定がなされました。当社は、これを不服とし、2021年3月25日、保全異議の申立てを行っておりましたところ、2021年4月7日、名古屋地方裁判所は当該申立てを認め、取消等決定を行いました。

これに対して、フリージア・マクロス社は、名古屋高等裁判所に対して2021年4月8日付で保全抗告の申立てをしておりましたところ（名古屋地方裁判所にて2021年4月9日付で受付）、2021年4月22日に、名古屋高等裁判所は、名古屋地方裁判所の取消等決定は相当であり、保全抗告に理由がないとして、新株予約権無償割当て差止仮処分決定の取消し等に対する保全抗告を棄却する旨の決定を行いました。フリージア・マクロス社は、当該棄却決定に対して、名古屋高等裁判所に許可抗告及び特別抗告の申立てを2021年4月25日付で行っております。

その後、2021年5月14日に、当社は、名古屋高等裁判所から、フリージア・マクロス社の許可抗告の申立てについて、許可抗告を認める事由を含むものとは認められない旨の抗告不許可決定を受領いたしました。これに対して、フリージア・マクロス社が抗告不許可決定に対して特別抗告の申立て（名古屋高等裁判所にて2021年5月20日付で受付）を行っております。

当社は、名古屋地方裁判所から、本日、フリージア・マクロス社が、本申立てを取り下げた旨の通知を受けました。

2. 本申立てを取り下げた株主の概要

(1)	名称	フリージア・マクロス株式会社
(2)	所在地	東京都千代田区神田東松下町 17 番地
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 奥山 一寸法師
(4)	所有株式数（所有割合）	1,796,700 株 (所有割合：19.73%) (2021年3月31日現在) (注)

(注)「所有割合」とは、当社が2021年6月25日に提出した第70期有価証券報告書に記載された2021年3月31日現在の発行済株式総数(9,127,338株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(19,163株)を控除した株式数(9,108,175株)に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。

3. 本申立ての取下げがなされた年月日

2021年7月27日

4. 本申立ての内容

- (1) 本申立てがなされた場所
名古屋地方裁判所
- (2) 本申立ての対象
本新株予約権の無償割当て
- (3) 本申立ての理由

2020年6月24日開催の当社の第69期定時株主総会において株主の皆様の賛成多数の承認を得て継続している本プランに基づき、取締役全員の一致により決定した本新株予約権の無償割当てにつき、法令に違反し、また、著しく不公正な方法による無償割当てに該当するため。

5. 当社の考え及び今後の見通し

フリージア・マクロス社が本申立てを取下げましたので、本申立てに関して最高裁判所に係属しておりました特別抗告については審理が行われないうちとなりました。

当社は、2021年7月14日付の取締役会決議により、2021年7月30日を取得日として本新株予約権1個につき当社普通株式1株を対価として取得すること(以下「本有償取得」といいます。)を実施すること、但し、本公開買付けが2021年7月28日までに撤回された場合には、当社は、本新株予約権の全部を、2021年7月30日を取得日として、無償で取得することを決議しております。詳細は、当社が公表した2021年7月14日付の「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」に基づく新株予約権の有償取得又は無償取得に関するお知らせをご参照ください。

今後の動向につきましては適時開示して参ります。

以 上